

## 議案第 1 1 号

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
の一部改正について

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
の一部を改正する条例

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第1中

「

1 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による健康診断に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査等に関する事務であって規則で定めるもの

」を

「

1 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による健康診断に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

」に

改める。

別表第2中

「

4 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業に関する事務	地方税関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報
------	------------------------------------	------------------------------

」

5 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報
---------	--	-------------------

」を

4 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業に関する事務	地方税関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報
------	------------------------------------	------------------------------

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

〈参 考〉

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関（以下「照会機関」という。）が、同表の第3欄に掲げる執行機関（以下「提供機関」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 85%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	略	略	—	—	—	—	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関（以下「照会機関」という。）が、同表の第3欄に掲げる執行機関（以下「提供機関」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 85%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 市長</td> <td>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査等に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	略	略	2 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査等に関する事務であって規則で定めるもの
執行機関	事務														
略	略														
—	—														
—	—														
執行機関	事務														
略	略														
2 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査等に関する事務であって規則で定めるもの														

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
略	略	略
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
略	略	略
5 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報